

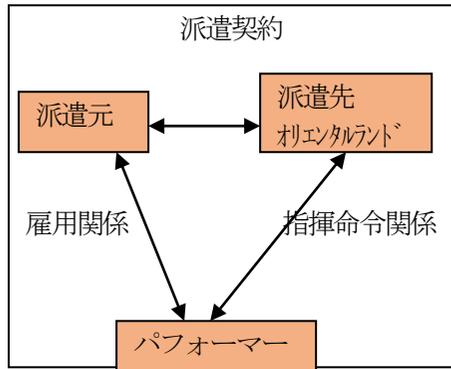
「偽装請負」とは？

4・28東京労働局に申告

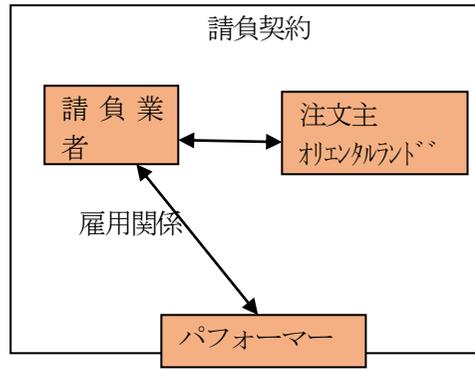
2014年4月28日、全国ユニオン、なのはなユニオン及びオリエンタルランド・ユニオンの組合員は、東京労働局に株式会社オリエンタルランド（以下「OLC」）における就業実態は「偽装請負」として申告しました。

レギュラーショー及びスペシャルイベントへの出演の実態

パフォーマーの就業実態



パフォーマーの契約



パフォーマーは、請負業者と雇用契約を結んでいました。しかし、就業の実態は以下のとおり指揮命令関係にあった＝「派遣契約」といえる実態＝「偽装請負」でした。

- ★ショー出演者は出勤から退勤の間、＜準備⇒ショー出演⇒待機＞の繰り返しです。この間、指揮命令のほとんどをOLCのステージマネージャーから受けます。
 - ★OLCが技術指導を行います。OLCが用意した台本、振り付け通りにやらなければ注意されます。ショーの出演者に裁量権はなく、アドリブは原則禁止です。
 - ★リハーサル後に、OLCがリハーサル参加者のなかから出演可能者を選別します。
 - ★ショー出演者にアクシデントがあった場合、OLCが代替者の選別及び業務指示を行います。
 - ★ショーの安全に関する判断、それに伴う指示命令はOLCが行います。
 - ★ショーのキャンセル、途中キャンセル、ショーの開始時刻押し、開始時刻巻の判断、連絡はOLCが行います。
- e t c .

2014年3月末および4月6日をもって、オリエンタルランドが「ショーをリニューアルオープンする」ということで、ショーの出演者が解雇されました。

7年から17年間にわたりオリエンタルランドのショーにパフォーマーとして出演して来た人たちです。

オリエンタルランド・ユニオン&なのはなユニオンは、3月3日に株式会社オリエンタルランドに対し、団体交渉の開催を求めました。要求は「オリエンタルランドでこれからも働き続けたい」＝直接雇用です。

株式会社オリエンタルランドは、請負業者（株式会社S）と請負契約を結んでいる「注文主」なので、ショーに出演していた組合員との間に雇用契約はなく、指揮命令関係もなく、就業時間や休憩時間の設定をはじめとする労務管理に関与していないので、『使用者』ではないという理由で、団体交渉を拒否しています。

厚生労働省発行の「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」にある偽装請負の判断基準にそって、パフォーマーの就業実態を比べたとき、まさに「偽装請負」といえる就業実態にあると認識します。

また、いかに株式会社オリエンタルランドが『使用者』でないと主張しても、オリエンタルランドが「ショーをリニューアルオープンする」としたことが解雇の発端であることはまぎれもない事実です。ショーの出演者に対する道義的責任はあります。

できるだけ早く、話し合いに応じていただくことを求めます。

キャストを使い捨てるな！
ゲストの夢を守りたい！